

暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス
Life & Financial Clinic (LFC)

2017年1月1日発行

Vol. 8、第1号

■ 持続可能な日本に必要なのは、「理性」と「寛容」



(山梨県・富士山：平成28年9月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

2016年を振り返ると、国内外で政治に関するニュースが多かったと記憶しています。6月の英国で行われた国民投票によるEU離脱の決定、11月の米国大統領選で、共和党のトランプ氏が勝利したことが印象に残っています。当事者ではないので、無責任なこととは言えませんが、その結果を見ると、グローバリズムと逆行するような動きが世界の中で広がっているように感じました。英国のEU離脱も、反移民・難民運動が一つの契機になったとも言われているように、世界全体で「不寛容さ」が広まり、それが最近のテロの増加に見られるような、世界的な不安定さを増長しているような気がしてなりません。昨年末に、安倍総理が、ハワイの真珠湾を訪問した際の演説で、「寛容」というキーワードを7回用いました。そして、「寛容の心、

和解の力を、世界はいま、いまこそ必要としています。」と強く訴えましたことが心に残りました。

今、日本では、税と社会保障の一体改革をはじめ、様々な場面で改革が進められています。年金制度改革等は、どうしても痛みがともなうものです。将来世代も安心できるような制度にするには、年金受給者・現役世代の年金が減額になる可能性のある制度改革はやむを得ないことだと個人的に考えています。損得勘定だけで考えて、自身に不利益があることに対しては全て反対するのでは、世の中はうまく回っていきません。昨年7月の参院選より、選挙権が満18歳になりましたが、若年層の投票率が低いことも気になります。社会に対する諦めムードがあるからなのでしょう。

日本の将来が心配だと感じている人が多いと思います。安心して暮らして行くことができる持続可能な日本にするためには、改革の是非について問われた時に、「感情」ではなく「理性」で考え、そして「寛容」の心で決断しなければなりません。正しい情報を知ることは大切です。LFCでは、暮らしに影響を与える制度改革の動向について、正しい情報をお伝えするように努めて参ります。

2017年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー
平野 泰嗣 平野 直子

■ 日本人が幸せか？ 人生選択の自由に必要なことは

ファイナンシャルプランナー（FP）の仕事をしていると、「人生の幸せとは何か？」について、しばしば考えさせられます。昨年4月に来日した、「世界で最も貧しい大統領」として有名な、元ウルグアイ大統領のホセ・ムヒカ氏の言葉が思い出されます。「発展は人類に幸福をもたらすものでなくてはなりません。愛情や人間関係、子どもを育てること、友達を持つこと、そして必要最低限のものを持つこと。これらをもたらすべきなのです。」(2012年国連持続可能な開発会議(リオ+20)演説)。そして、来日の際の「日本人は本当に幸せですか？」という問いにつながります。国連が毎年公表している「世界

幸福度報告2016」によると、日本の幸福度は157か国中53位で、前年の46位から順位を下げました。ちなみに幸福度の上位は、デンマーク、スイス、アイスランドなど北欧の国が独占しています。

幸福度は、①人口あたりGDP、②社会的支援、③健康寿命、④人生選択の自由、⑤性の平等性、⑥社会の腐敗度(信頼・裏切りのなさ)の6つの指標によって算出されます。日本は、①GDPや②健康寿命は、上位にランキングされますが、④人生選択の自由や⑤性差別は、かなり下位となっています。日本は、経済や技術などさまざまな分野で発展し、暮らしが便利になりました。暮らしの豊かさや便利さを追

求すれば、それは際限がなくなり、満たされないという思いが逆に不幸に感じてしまう原因になってしまいうでしょう。やはり、ほどほどのお金が良いのかもしれませんが。

人生選択の自由度の低さも気になります。FPの立場として、人生の選択の自由が広がるような資金計画の立案、そして、安心してその選択ができるための情報提供と実行支援体制を作ることで、お客様の幸せな人生に貢献したいという思いがより一層強くなりました。人生選択の自由度を高めるためには、家族や友人など周りからのサポートも大切です。「資産」だけではなく、愛情や友情など、「人間関係」を育てることも幸せな人生に大切です。



◆お届けする内容◆

- ・持続可能な日本に必要なのは、「理性」と「寛容」
- ・日本人は本当に幸せか？ 人生選択の自由に必要なことは
- ・日本は、人口減少で国力が低下するから円安になるは正しいか？
- ・平成29年税制改正、若年層の資産形成の強い味方「積立NISA」創設
- ・妻のへそくりは、夫の財産!? 名義預金の考え方のキホン
- ・投資・運用アドバイザーは、ロボアドバイザーが主流に!?
- ・2016年下半年期のLFCの活動報告
- ・LFCの相続・遺言相談のご案内／新サイトのご案内



「日本は、人口減少で国力が低下するから円安になる」は正しいか？

■為替の影響を受ける投資、円高・円安の判断は？

※為替相場の決定要因に関しては、さまざまな考え方があり。また、紙面の関係上、かなり省略した説明である点、ご了承ください。

日本株への投資でも、国際分散投資を行っている場合でも、為替相場の影響を受けます。日本株とドル円相場は、ここ数年の傾向として、正の相関関係が強くなってきています【図1】。円高株安、円安株高は、直近の株式相場を見ても納得できるものと思います。また、国際分散投資をして、海外資産を保有している場合（為替ヘッジなしとする）、海外資産の価値変動に関係なく、円高になれば（日本円で見た）資産価値が減り、円安になれば資産価値が増えます。最近の投資環境において、円安は、有利に働く場面が多いと言えるでしょう。ところで、為替相場は、どのように決まるのでしょうか。「日本は少子高齢化で人口が減少し、国力が落ちるから、国際的価値が失われて円安になる」という説明をされると、なんとなく納得してしまいがちですが、実際は少し異なります。

●長期的に見れば、円安ではなく円高になる？

一般的に、為替の決定要因として、①インフレ率の格差（長期的視点）、②金利格差の変化（短期的視点）、③リスク選好度（短期的視点）の3つが挙げられます。①のインフレ率の格差に注目する考え方は、購買力平価説と呼ばれ、長期にわたる為替レートの決定理論で、スウェーデンの経済学者カッセル氏によって提唱されました。相対的にインフレ率の高い国の通貨ほど、為替レートの減

価が進みやすいとされています。過去の日米インフレ率の推移を見ると、ほぼ米国のインフレ率が日本を上回っている状況が続いています【図2】。

●金利のニュースで為替は動く

②の金利格差の変化については、短期的な視点で見た為替決定要因です。金利差の拡大によって、より金利の高い通貨で運用した方が収益が得られやすいと考えられます。例えば、米国の利上げが決まると、円を売ってドルが買われるため、円安になると説明されています。もっとも、日米金利水準の差（米国＞日本）そのものは、長期的には円高要因となるので注意が必要です。

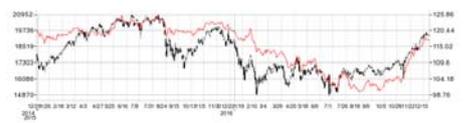
●有事の円買い、円高になる原因は？

③のリスク選好度の変化は、もう一つの短期的な視点で見た為替決定要因です。近年の日本の国際収支状況を見ると、金融収支は大幅な赤字を計上している国です（平成27年は、約21兆円）。つまり、海外へ莫大な投資資金が流出しているといえます。このような状況下で投資のリスク選好度が低下すると、海外へ流出する資金が減少し、円高圧力を生むことになります。これが、俗に言う、「有事の円買い」です。2016年のドル円の為替相場を見ると、英国のEU離脱の国民投票が行われた6月に、その影響が懸念されたことから、1ドル100円台をつけました。このように、世界経済の

情勢が不安定になるような状況になると、リスク選好度が低下し、円高になる傾向があります。

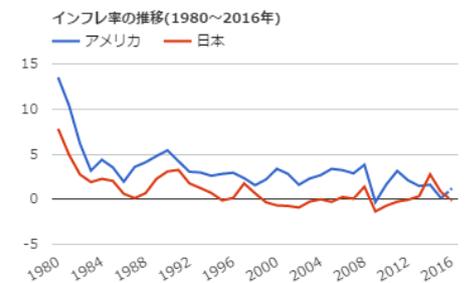
今回紹介した為替相場の決定要因は、万能ではありませんが、投資の売り買いの1つの判断材料になるのではないかと思います。もっとも、長期投資を行う場合は、短期的な為替変動による、価格変動は、グッと堪える時期と言えるでしょう。けれども、長期的な為替相場の方向性については、十分に検討する必要があるでしょう。

【図1】日経平均株価とドル円の比較チャート



「日経平均株価」はローソク足チャートで表示し、「ドル円」の終値を赤色の折れ線グラフで表示。チャートの期間は2年。

【図2】インフレ率推移日米比較（1980-2016年）



現行NISAと積立NISA、個人型DC(iDeCo)の使い分けは？

■平成29年税制改正、若年層の資産形成の強い味方「積立NISA」創設



平成29年税制改正大綱が昨年12月に公表されました。今回の改正の目玉は、なんと言っても配偶者控除の見直し（年収要件103万円から150万円に拡大）ですが、ここでは、もう一つの目玉である「積立NISA」の創設について解説します。

●積立NISAとは？

NISA口座内で、積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資（非課税累積投資契約による）を行った場合に、その譲渡益・配当益が非課税となる「積立NISA」が創設されます。年間の積立上限額は40万円です。非課税期間は20年です。現行のNISA制度と選択適用となります（平成30年より）。

現行のNISAは、年間120万円を限度として、NISA口座で運用した上場株式等の値上がり益や配当益に対して非課税にする制度です。非課税期間は各年のNISA勤定ごとに5年間と定められています。現行のNISAは、運用期間が5年で比較的短く、また使い勝手や上限金額面から、これから資産形成を行う若年層にとって、少し数居の高い制度のように感じられました。家計の「貯蓄から投資へ」を促進する中で、NISAのさらなる普及と資産形成が必要な若年層の利用を促進するため

に、積立NISAが創設されるのです。

●現行NISAと積立NISAのどちらを利用する？

現行NISAは、ある程度貯金できた人が、経済情勢や相場動向を見ながら、年に数回、まとまった金額で投資をしたい投資家向けです。今ある貯金やボーナスの中から不定期に投資をしたい人にお勧めです。一方、積立NISAは、これから資産形成をしていく比較的若い人向け（運用期間を考えると40歳くらいまで）です。勤労者のための財産形成の支援制度として財形貯蓄制度があります。住宅財形と年金財形で合計貯蓄残高550万円まで、利子等が非課税です。積立NISAは、元本累計800万円まで譲渡益・配当益が非課税なので受けられる恩恵もより大きくなります。積立NISAは、勤労者だけではなく、誰もが利用できる資産形成のための制度として家計の中で重要な役割を担うものとなるでしょう。

●個人型確定拠出年金(iDeCo)と積立NISAは？

平成29年から個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入範囲の拡大によって、原則として全ての国民はiDeCoに加入できるようになりました。長期間で積立投資を行い、運用益が非課税であることから積立NISAとの類似点が多い制度です。iDeCo

は、その掛金が全額所得控除になるため、給与所得者や自営業者などの所得がある人にとって、最大限税制面の優遇を受けられます。しかし、その名の通り、老後資金を準備するための制度で、原則60歳になるまで使えません。一方、積立NISAは、資金目的は限定されずに非課税である点が最大のメリットです。専業主婦(夫)等で所得控除の恩恵を受けられなかったり、老後資金準備として投資を始めたいけれど、途中でその資金が必要になるかもしれないという不安のある人は、積立NISAの方が始めやすいかもしれません。

項目	積立NISA (累積投資勤定)	現行NISA (非課税管理勤定)
非課税対象となる所得	一定の公募株式投資信託の譲渡益・配当益(20年以上の信託期間があり、毎月分配のない、分散投資の行われているもの)	上場株式等、公募株式投資信託の譲渡益・配当益
年間投資限度額及び投資方法	40万円(最高800万円) 累積投資契約に基づく定時・定額による積立投資	120万円(最高600万円) 任意のタイミングで限度額の範囲内で購入(2015年以前は100万円まで)
投資可能期間	20年間 (2018年～2037年)	10年間 (2014年～2023年)
非課税期間	累積投資勤定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年	非課税管理勤定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年

妻のへそくりは、夫の財産!? 名義預金の考え方のキホン



■ 相続税の申告漏れに要注意、「名義預金」の判断基準

●平成27年税制改正で課税対象者は倍増

平成27年の相続税改正によって基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象者が増加しました。「平成27年分の相続税の申告状況について」(平成28年12月国税庁)によると、平成27年中に亡くなられた人は約129万人(平成26年約127万人)、このうち相続税の課税対象となった人は約10万3千人(平成26年約5万6千人)、課税割合は8.0%(平成26年4.4%)となっており、前年比3.6%の増加となりました。納付された相続税の総額は平成26年の約1.4兆円に対し、平成27年は約1.8兆円で、課税対象者はほぼ倍増したものの、税収の伸びはそれほど大きくありません。相続税を広く薄く徴収しているという意向が読み取れます。

●相続税の申告漏れの指摘は約8割

相続に関する相談の流れの中で、税務調査について話題に上がることがあります。どのぐらいの割合で税務調査が行われるのかは、気になるところです。「平成27事務年度における相続税の調査の状況について」(国税庁)によると、相続税の実地調査(いわゆる税務調査)件数は約1.2万件でした。この実地調査件数は、ここ数年横ばいで推移しています。相続税を担当する国税庁職員の増減にもよりますが、相続税の課税対象者の約1割に対して税務調査が行われるというのが実情のようです(平成27年の課税対象者で推計)。なお、税務調査は、国税局及び税

務署で収集した資料情報等から申告額が過少であると想定されるものや、申告義務があるにもかかわらず無申告と想定されるものなどに対して実施するとされています。

平成27年事務年度に行われた税務調査のうち、申告漏れが指摘された割合は約8割です。この割合も例年横ばいです。申告漏れの財産内訳をみると、現金・預貯金35.2%、有価証券12.4%で、金融資産の割合が最も多くなっています。申告漏れというと、隠し金庫に入った札束や金塊をイメージしますが、意図的に隠したものはごく少数で、その多くは、被相続人の家族名義の財産のうち、実質的には被相続人の財産として認定される、いわゆる名義預金、名義株式の指摘を受けることが多いようです。

●「名義預金」の判断基準

名義預金は、法律の条文などに定義されているものではありません。一般的に名義預金とは、形式的には被相続人の配偶者や子どもなどの家族名義の預金だけれども、実質的には被相続人のもので、単に家族の名前を借りているものに過ぎない預金のことをいいます。預金口座の名義よりも実体を見て、財産の帰属を判断する必要があります。財産の帰属の判断のポイントとして、以下の6点が挙げられます。

- ①その財産資金源は誰か
- ②当該財産の管理及び運用の状況
- ③贈与の事実の有無

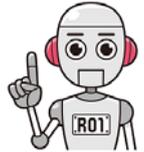
- ④当該財産から生ずる利益の帰属者
- ⑤被相続人と当該財産の名義人並びに当該財産の管理及び運用をするものとの関係
- ⑥当該財産の名義人がその名義を有することになった経緯

●専業主婦のへそくり預金も名義預金?

家庭内の家計管理で、夫の給与で生活費をやりくりし、その余剰資金を妻名義で貯金をする(=へそくり)は、一般的に行われています。このへそくりは誰の財産とみなされるのでしょうか。妻が専業主婦で収入がない場合、その資金源は夫と判断されるため、相続が発生した場合、夫の財産と判断される可能性が高いです。では、夫から、「生活費で余ったお金は君に(妻に)あげるよ」と言われた場合はどうでしょうか。口頭による贈与と契約が成立しているように思われますが、裁判所は、「渡された生活費の法的性質は夫婦共同生活の基金であって、このような言辞が直ちに贈与契約を意味してその預金等の全額が妻の特有財産となるものではない」としています。夫の知らないところでへそくりをした場合は、言わなくてもいいです。一生懸命節約して貯めたへそくりも、夫のものという妻には厳しい法律の判断です。夫から妻へ生前贈与を行うには、生活費用の口座とは別に妻名義の口座をつくり、生活費とは別に贈与であることを書面で明示して贈与し、その使用管理運用は、全て妻に任せることが最低限必要となるでしょう。



ロボアドバイザーとFPサービスの違い、LFCの投資スタイル診断



■ 投資・運用アドバイスは、ロボアドバイザーが主流に!?

2017年1月より、個人型確定拠出年金(iDeCo: iDeCo)の加入対象者の拡大により、専業主婦、公務員など、原則として全ての人が、iDeCoに加入できるようになりました。また、NISA(少額投資非課税制度)の普及など、私たちの暮らしの中で、少しずつ投資が身近なものになってきました。その一方で、投資をするとしても、何から始めたら良いのか、どんな投資配分が自分に合っているのかなど、戸惑われている人も多いように感じています。そんな中、最近、「ロボアドバイザー」が目立っています。ロボアドバイザーは、FinTech(フィンテック:IT技術を使った新たな金融サービス)の一つとされており、IT技術を用いて、資産運用に関するサービスを提供するものです。自身のプロフィールと投資の考え方に對する質問に答えると、その人に合った、資産配分(ポートフォリオ)を提案するとともに、「投資一任型」であれば、そのポートフォリオに基づいた運用を自動的に、「アドバイス型」であれば、ポートフォリオに基づいた運用商品の提案を行

います。運用に用いられる金融商品は、ETFと投資信託が一般的です。金融機関の窓口で資産運用の相談を行うと、どうしても金融機関の売りたい商品を買わされてしまうということも、ロボアドバイザーであれば心配ありません。投資一任や実際の金融商品の購入には手数料がかかりますが、資産配分を決める診断は無料で行えますので、確定拠出年金やNISA口座を用いた運用の参考にも活用できそうです。どんな資産配分で運用したら良いのかわからないという人は、ぜひ、チェックしてみてください。



実は、LFCのサイトにも「投資スタイル診断テスト」(http://www.mylifeplan.net/index_styletest.html)が

あり、ロボアドバイザー機能が搭載されています。この投資スタイル診断は、1999年11月に私(平野泰嗣)がプログラムを組んで作成したものです。診断に用いられている質問事項など、最

新のロボアドバイザーのものともあまり変わりありません。一般的なロボアドバイザーも、最初に投資スタイル診断を行って、その人のリスク許容度(どのぐらいのリスクを負うことができるか)から、モデルとなる資産配分を提案します。ただ、実際に資産運用相談に携わっている者からすると、お客様のライフプランからどのぐらい運用に回せるか、あるいは運用目標の設定はどうするのか、NISAなのか確定拠出年金なのか、通常の証券口座なのかという判断など、ライフプランにおける投資の位置づけ、そして、制度の活用といった視点が大切だと感じています。また、モデルとなる資産配分に基づく運用は、効率的な運用の手法として重要です。ただし、それは、投資に関して最適化を図っているにすぎません。家計における資産には、金融資産(預貯金、有価証券、保険)や不動産などさまざまな資産があります。資産全体の最適化を図るという視点が何より大切なのです。ロボアドバイザーとFPを上手に使い分けて、大切な資産の形成と有効活用を行いましょう。

京橋オフィス & 国分寺相談室で、ご夫婦での相談、好評受付中！



マイホーム購入 資金プランと税金対策2017年版 (GAKKEN MOOK)



保険の本2017 レタスクラブ (KADOKAWA)



SUUMOリフォーム 実例&会社が見つかる本 首都圏版 2017年WINTER



「家づくり・リフォーム & 不動産フェア」に参加(10月)
「先送りしていませんか空き家問題～事前・事後対策～」



「いぬのきもち(10月号)」しつつけのGOODスイッチBADスイッチにレゴ&ベルが登場！

ベルです！
160頭中12位
頑張ったワン！



アニバーサリーペットカーニバルin幕張メッセ

2016年下半期のLFCの活動報告

2016年「今年の漢字」は、「金」でした。リオオリンピックのメダルラッシュが記憶に新しいですが、「金」が「今年の漢字」に選ばれたのは2012年以来4年ぶりでした。2020年東京オリンピック・パラリンピックの年も「金」が選ばれるのを今から期待したいです。

●ビジネス

平野泰嗣は、嘉悦大学で非常勤講師を務めさせて頂き、7年目になります。2015年度まではパーソナルファイナンスとファイナンシャルプランニングの2科目を担当していましたが、2016年度から、企業経営論と経営診断論の経営系の2科目を担当することになりました。生活者視点と従業員視点で経営を見るというコンセプトで学生さんに興味を持って受講して貰えるように頑張っています。平野直子は、業務提携により、企業向け介護研修の講師として地方出張の機会が増えてきました。介護とマネーの考え方について、より一層広めていきたいと思います。

FP相談の方は、10月以降、相談者にいらっしゃる方が急激に増えました。マイナス金利導入後、ローン金利の低下を受け、住宅購

入を機会にライフプランを考えたいというニーズが増えたのではないかと思います。2017年は、iDeCoによって、投資への関心が高まると思うので、「地に足をつけた資産運用」の考え方を広めたいと思います。

●プライベート

2016年の下半期は、レゴ&ベル中心の生活でした。「いぬのきもち」(Benesse)にレゴ&ベルと私たち夫婦が掲載されました。スタジオで欲しいポーズの写真が撮れるまで、何度もおやつで興味をひかせたりと、なかなか大変でしたが、私たち自身の雑誌の取材の時の撮影とは異なり、新鮮な気持ちで撮影に臨むことができました。平野直子は、自分の撮影の時よりも気合が入っていました。11月には、ベルがドッグタイムレースに初めて参戦しました。近くのドッグランで、秘密の特訓をした成果が出て、150頭中12位の好成績でした。「おいで」の声に反応して、一生懸命走るベルの姿が「可愛い～」です。最近、レゴ&ベル中心の生活だったので、2017年は、夫婦の絆を大切に、のんびり旅行に行きたいです。



あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイビル304 (受付4F) オフィス平野
電話 : 03-3231-6113
FAX : 03-6740-7663
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください
<http://www.mylifeplan.net>

●相続・遺言相談(10,800円/1回、90分)

【相続の現状分析と課題の整理を行います】

相続・遺言相談を通じて、亡くなる前の適切な財産管理と、亡くなった後の財産を巡る紛争を未然に防止するために、現状の分析と課題の整理を行います。

⇒ その他の相談メニュー http://www.mylifeplan.net/index_menu.html



●相続、資産と経営の相談



人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」
平野経営法務事務所
・老後の暮らし
・遺言と相続
・プライベートバンキング (PB)
・経営サポート

暮らしと経営の資産コンシェルジュ
平野経営法務事務所
Hirano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<http://family-concierge.net>

●メールマガジン「働きながら4000万円の資産をつくる」

毎月20日頃発行(無料)しています！

登録は、コチラから

<http://archive.mag2.com/0000290147/index.html>



お客様アンケート

より良い紙面づくりと、今後のサービス向上のために皆さまのご意見をお聞かせください！

(Vol.8-1)

1: お客さまについてお聞かせください。

お名前

ご住所

電話番号

メールアドレス

2: 以下の質問事項にお答えください。

Q1.暮らしと資産のコンシェルジュ通信について、全体の印象をお聞かせください。

<input type="checkbox"/>	大変興味深い	<input type="checkbox"/>	やや興味深い	<input type="checkbox"/>	普通
<input type="checkbox"/>	やや興味が無い	<input type="checkbox"/>	全く興味がない	<input type="checkbox"/>	その他

Q2.本号で関心の高かった記事についてご記入ください。

Q3.今後取り上げてもらいたいテーマについてご記入ください。

Q4.今後のご相談に関するご意向をお聞かせください。

<input type="checkbox"/>	すぐに相談したい事項がある	<input type="checkbox"/>	1年以内に相談した事項がある
<input type="checkbox"/>	当面相談する予定はない	<input type="checkbox"/>	今後、相談する予定はない

Q5.具体的にどのような内容ですか。(Q3で「すぐに相談したい」「1年以内に相談したい」とご記入された方

Q6.FPオフィス Life & Financial Clinicに対するご意見・ご要望などがありましたらお聞かせください。

★アンケートは、FAXまたは、インターネットからの回答でお返し頂けると幸いです！

FAX:03-6740-7663 Web: <http://www.formzu.net/fgen.ex?ID=P90967172>

※今後、暮らしと資産のコンシェルジュ通信やセミナー等のご案内が不要な方は、その旨ご連絡ください

※アンケートの利用目的

このアンケートにご記入戴いた個人情報は、厳重に保管し、今後のご相談のアフターサービス、セミナーのご案内等の当FPオフィスのサービス向上のために使用させていただきますので、是非ともご協力下さい。

※個人情報に関するお問合せ

FPオフィス Life & Financial Clinic (担当: 平野泰嗣)

E-mail: info@mylifeplan.net TEL.03-3231-6113

住所: 東京都中央区京橋1-3-2 モリイビル3F OFFICE HIRANO (受付時間 月曜日～金曜日 祝祭日を除く 10時～18時)


Life & Financial Clinic